



全タク連発第135号
令和6年11月22日

厚生労働省 労働基準局長 様

一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会

会長 川鍋 一朗

労務委員長 武居 利春

地域交通委員長 田中 亮一郎



タクシー運転者の分割休息期間に関する要望について

平素はハイヤー・タクシー事業の運営と労働者の労働条件の改善にご配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、タクシー業界では3年半にわたる新型コロナウイルス感染症の蔓延からタクシー利用が急激に減少した影響等により、タクシーの運転者が約2割減少してしまいました。

その後、昨年5月に5類に引き下げられた以降、急速な外出等の回復により、タクシー運転者の不足がタクシー不足を招き、公共交通機関として多くの利用者の方々にご迷惑をおかけする事態となりました。

現在、国土交通省様の支援などを受けて運転者の人材確保に万策を講じ、1年間で約8,000人余りの増員を得ておりますが、更なる人員の確保や効率的な人員繰りが必要で

さらに、タクシー運転者の年齢は高齢化しており、働き方も全国各地様々となっております。また、地域事情により利用する方々の時間等に大きな偏在が生じております。これらに対して、個々の運転者の労働生産性を向上させ、各地域の利用者の需要に的確に対応し、各地域の公共交通機関としての使命を果たすために、下記の方法について、善処を賜りたく要望いたします。

記

各地域におけるタクシーの利用状況や労働事情等を斟酌いただき、バス、トラックに認められている分割休息期間の特例を、タクシーにも認めていただきたいこと。

以上について、何卒ご高配を賜りますようお願い申し上げます。